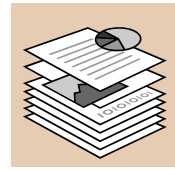


メンタルヘルス ガイドブック

VII 健康情報を含む個人情報保護

VII

健康情報を含む個人情報の保護



1. メンタルヘルスに関する健康情報の取り扱い

従業員の健康情報は個人情報の中でも特に機微な情報であり、厳格に保護されるべきものであり、特にメンタルヘルスに関する情報は、取り扱いに注意が必要である。職場においてメンタルヘルスカケアを推進するにあたり、従業員のプライバシーの保護や従業員の意志の尊重に留意することが重要である。

(1) 個人情報保護法

① 個人情報保護法の概要

2005年4月に施行。特定個人を識別できる情報すべてが「個人情報」とされ、心身の健康状態や病歴なども健康情報に含まれる。

② 医療・介護分野におけるガイドライン

医療や健康に関する情報は、個人情報の中でも個人のプライバシー上の問題が起こりやすく、適性で厳格な取扱いが必要である。

- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
- 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

③ 健康情報の提供

産業保健専門職（産業医、保健師等）から、非医療職に健康情報を提供する際は、本人の同意を得ることや情報の加工が望ましいとされている。

(2) 守秘義務と安全配慮義務

① 情報の収集と労働者同意

健康情報などの個人情報を収集する際は、「就業上の配慮を適切に行い、事業者の安全（健康）配慮義務を果たすこと」など、明確な目的が必要である。

② 情報の取扱いルール

事業者は、健康情報などの取扱いに関して、衛生委員会等の審議を踏まえて決定する必要がある。

(3) プライバシー配慮における注意点

産業医をはじめとする産業保健スタッフには守秘義務がある。万が一、個人情報の漏洩やプライバシーの侵害などが発生した場合、損害賠償責任を追及する恐れがある。十分な安全配慮を行なうためには、「重要性・緊急性」と「プライバシーの保護」のバランスを考慮して、必要最小限の情報を、必要最小限の関係者に提供する場合がある。